

(参考) 住居表示を必要とする建物その他の工作物
(足立区住居表示に関する条例施行規則第3条別表(1))

専用住宅用建物	事務所・銀行用建物
併用住宅用建物	工場用建物
農家住宅用建物	倉庫用建物
アパート・ホテル・簡易旅館用建物	市場用建物
旅館・料亭用建物	学校(各種学校を含む。)用建物
待合用建物	集会場
店舗・百貨店用建物	官公署用建物
劇場・映画館用建物	宗教用建物
キャバレー・ダンスホール用建物	公共の用に供する建物
浴場用建物	公園等の施設
病院用建物	路外駐車場

(参考) 住居表示を実施していない地区

千住二丁目・千住三丁目・千住橋戸町

入谷町・古千谷一丁目・古千谷二丁目・舎人町・西伊興町

(町名についての注意)

入谷一丁目から入谷九丁目、古千谷本町一丁目から四丁目、舎人一丁目から舎人六丁目、西伊興一丁目から西伊興四丁目については、住居表示を実施しています。上記の入谷町、古千谷一丁目・古千谷二丁目、舎人町、西伊興町と混同しないようご注意ください。